

よくあるお問い合わせ（FAQ）

1 制度全般について

Q1-1 対象となる施設（業種又は業態）は何か？

A1-1

対象施設	・接待を伴う飲食店（※1）	・酒類提供を行う飲食店（※2） （バー、ナイトクラブ等）	・酒類提供を行うカラオケ店（※2） ・酒類提供を行う料理店等（※2） （居酒屋、ラーメン店、そば屋等）
	札幌市内全域	すすきの地区等（※3）	
要請内容	休業	【営業時間を短縮】 営業時間は 午前5時から午後10時まで	【酒類提供時間を短縮】 酒類提供時間は 午前5時から午後10時まで
		北海道スタイル等に基づく対策の徹底	
対象期間	12月12日（土）から12月25日（金）まで ※ この度の要請から新たに御協力いただく施設等は12月14日（月）から12月25日（金）まで		
金額	1施設（店舗）あたり 60万円	1施設（店舗）あたり 30万円	

※1 現行の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設が対象となります。

※2 従来から午後10時以降に営業を行っている施設が対象となります。

※3 南3条から南8条まで、かつ西2丁目から西6丁目までの範囲内に住所がある施設、西1丁目から西7丁目までの狸小路（アーケード）に面する施設が対象となります。

Q1-2 主に料理を提供しており、酒類提供はごくわずかであっても対象か？

A1-2

ビールのみなど、1種類でも酒類提供がある場合は対象となります。なお、支援金の申請にあたっては、提供している酒類が記載されたメニュー等の提出をお願いいたします。

Q1-3 期間中に新規開店する場合は支援金の対象か？

A1-3

支援金に関しては、対象期間（※）の前日時点で営業していることが条件となります。（飲食店営業許可等の許可日で判断します。）

※ 12月12日（土）から12月25日（金）まで（この度の要請から新たに御協力いただく施設等は12月14日（月）から12月25日（金）まで）とします。

Q1-4 対象期間中に休業する場合、支援金の対象か？

A1-4

期間中休業している場合も対象となります。

Q1-5 対象期間の前に休業（臨時休業）しているが支援金の対象か？

A1-5

対象となります。

Q1-6 休業届を提出して長期間休業しているが、支援金の対象か？

A1-6

対象となりません。

Q1-7 対象期間中に廃業する場合、要請対象か？

A1-7

対象となりません。

Q1-8 対象期間の前に廃業しているが、支援金の対象か？

A1-8

対象となりません。

2 支援金について

○申請に関する詳細についての案内

札幌市のホームページの『集中対策期間の再延長に伴う営業時間短縮等の要請について』において、申請要項を掲載していますので、あらかじめご確認ください。

Q2-1 接待を伴う飲食店とは、具体的にどういったお店のことか？

A2-1

風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗のことです。支援金の申請の際には、風営法の風俗営業許可を提出いただく必要があります。

Q2-2 【酒類提供を行う飲食店／酒類提供を行うカラオケ店／酒類提供を行う料理店等】 営業時間の短縮や酒類提供時間の短縮ではなく、終日休業した場合でも支援金の対象となるか？

A2-2

従来から午後10時以降も営業していたのであれば、終日休業も営業時間の短縮や酒類提供時間の短縮と同様に要請に応じたものと考えられることから、支援金の対象となります。

Q2-3 【酒類提供を行うカラオケ店／酒類提供を行う料理店等】 酒類提供時間の短縮ではなく、営業時間の短縮を行った場合でも支援金の対象となるか？

A2-3

営業時間を短縮し午後10時以降の営業をしないことにより、酒類提供時間を短縮したものと考えられることから、支援金の対象となります。

Q2-4 【酒類提供を行う飲食店／酒類提供を行うカラオケ店／酒類提供を行う料理店等】 営業時間短縮等の要請以前から午後10時までに閉店しているが、支援金の対象となるか？

A2-4

支援金の対象となりません。従来から、午後10時以降に酒類を提供し営業をしている事業者を対象に要請しています。

Q2-5 対象期間の途中から取組を行った場合、支援金の対象となるか？

A2-5

対象期間（※）の全てにおいてご協力いただいた場合に支援金の対象となりますので、途中から要請に御協力いただいた場合は支援金の対象となりません。

※ 12月12日（土）から12月25日（金）まで（この度の要請から新たに御協力いただく施設等は12月14日（月）から12月25日（金）まで）とします。

Q2-6 申請書はどこへ送付すれば良いか？電子申請はできないか？

A2-6

申請書および関係書類の送付先については、申請要項をご確認ください。なお、電子申請は行っていません。

Q2-7 申請後、どの程度の期間で支援金が支給されるか？

A2-7

可能な限り早い支給に努めますが、その時点で受理している申請件数や、申請書類の内容の審査を行う過程で、時間を要する場合も想定されますので、あらかじめご理解いただきますよう、お願いします。

Q2-8 前回までの要請には応じていなかったが、今回の要請に応じれば支援金の対象となるのか？

A2-8 今回の要請に応じただければ、支援金の対象になります。

(すすきの地区感染防止対策協力支援金(11月27日までの要請に係る支援金)や、すすきの地区等追加対策協力支援金(12月25日まで要請に係る支援金)の対象とはなりません。)

Q2-9 すすきの地区感染防止対策協力支援金(11月27日までの要請に係る支援金)や、すすきの地区等追加対策協力支援金(12月25日まで要請に係る支援金)の申請書を使用して申請できるのか？

A2-9 すすきの地区感染防止対策協力支援金の申請書はお使いいただけません。

Q2-10 11月7日以降、要請に協力しているが、すすきの地区感染防止対策協力支援金(11月27日までの要請に係る支援金)や、すすきの地区等追加対策協力支援金(12月25日まで要請に係る支援金)と今回の支援金の申請は一括して行えるのか？

A2-10 それぞれ申請いただく必要があります。